

感染を防止するための施設使用制限等について

新型インフルエンザ等の感染リスク、社会生活の維持の観点から、施設の区分ごとに、適切な対応を行う。

※特措法第45条の措置は、指示まで至る措置。また個別施設名が公表される。

特措法第24条第9項の措置は、指示まで至らない措置。また公表もされない。

(区分1施設)

これまでの研究により感染リスクが高い施設等
→使用制限も含め最優先で対応が必要

学校・保育所等

要請・公表
(第45条)

指示・公表(第45条)

(区分2施設)

社会生活を維持する上で必要な施設
→使用制限以外の措置。

病院
食料品店
銀行、工場
事務所等

要請
(第24条第9項)

(区分3施設)

運用上柔軟に対応すべき施設
→できる限り使用制限以外の措置
必要な場合には要請等を公表

大学等、劇場
運動・遊戯施設
集会・展示施設
百貨店
(食品売場等を除く)
娯楽施設等

①
要請
(第24条第9項)

②要請・公表(第45条)
1000㎡

指示・公表(第45条)
1000㎡

③特に必要がでた場合において定める施設

<興行場等(区分3施設)に対する要請・指示・公表の流れについて>

① 第1段階として、第24条第9項による協力の要請を、すべての規模の施設に対し全般的に(A県B地区の映画館等)行う。要請の具体的な内容としては、以下が想定される。

- ・ 入場制限、消毒薬の設置、咳エチケットの徹底等
- ・ 場合によっては施設の一時的休業

- ② 第2段階として、第24条第9項による協力の要請に応じていただかず、公衆衛生上の問題が生じている施設（1000㎡超）に対してのみ限定的に第45条による要請を個別に行う（A県B地区のα映画館、β百貨店）。

<面積基準を設ける理由>

多数の者が接触する機会をできる限り抑制することが望ましいため、法律において「多数の者が利用施設」と規定したところ。政令において規模基準を何ら定めないことも可能であるが、国民生活に与える影響及び中小施設の被る経済的打撃を考慮して、政令において「1000㎡超」との基準を定めることとする。

（※）1,000㎡の考え方

- ・「大規模小売店舗立地法」、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」において「多数の者が利用する」という概念の基準として1,000㎡を基準としており、既に社会として対応可能な環境が整っている。
 - ・小売店の例でいえば、百貨店、総合スーパー等は対象となるが、コンビニは対象外となり、社会実態上も適当である（注）
- （注）平均の売り場面積
百貨店（約22,500㎡）、総合スーパー（約9,400㎡）、専門スーパー（約1,120㎡）、ドラッグストア（約375㎡）、コンビニストア（約115㎡）、専門店（約65㎡）

- ③緊急事態において特に必要がある場合には柔軟な対応が可能なものとする

1000㎡以下の区分3施設（興行場等）についても、第24条第9項の要請のみでは感染拡大防止の目的が達成できない差し迫った状況が認められる場合には、厚生労働大臣が対象施設を定めることにより、例外的に区分1施設（学校等）と同様に、規模に関係なく第45条の対象とする柔軟な対応ができる規定を政令に置くこととする。

※なお、厚生労働大臣が対象施設を定める際は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴くものとする。